

近弁連大会で司法試験合格者1000人決議を討議しましょう！

平成23年8月18日

お知らせとご賛同のお願い

適切な法曹人口と司法基盤整備を求める会

呼掛人

山下潔(18期)、辻 公雄(20期)、中川秀三(26期)、細川喜子雄(26期)

野村 務(27期)、正木みどり(31期)、小田周治(36期)

山崎敏彦(38期)、笠松健一(39期)、秋田仁志(41期)

赤津加奈美(42期)、小橋るり(51期)、坂野真一(53期)

前 略 大阪弁護士会会員及び近弁連理事の皆様

法曹養成フォーラムでの現実離れた議論とは裏腹に、実際には多くの会員の方から弁護士人口を激増しすぎているとのご指摘が聞かれるようになっております。

私たち「求める会」も、日弁連法曹人口政策会議や大阪弁護士会常議員会等において、今実行され続けている法曹人口（実際には弁護士人口）の激増を、現実の需要に見合った緩やかな増加にすべく活動して参りましたが、残念ながら、日弁連、大阪弁護士会の執行部を大きく動かすところまでは至っておりません。

ところが今般、兵庫県弁護士会の常議員会において、次の近弁連大会に「司法試験合格者数を当面1000人程度に減少し、弁護士数のゆるやかな増加を図るべきである。」という決議を行うべきだという提案を、近弁連理事会に対して行うことが決議されました。その提案内容の骨子は次のとおりです。

法曹に対する需要が大幅に増加する等という予測の下、法の支配を社会の隅々まで行き渡らせるという立場から司法試験合格者の大増員がスタートされた。しかし、現実には予測された需要増や民間や公的機関からの需要もなく、ノキ弁、タク弁、即独など新人弁護士は就職自体困難になった。多人数の修習生や若手弁護士への教育（OJT）は不十分とならざるを得ない。OJT不足による弁護士の質の低下はその判別能力をもてない市民に弊害をもたらす危険がある。弁護士自身も市場原理主義の中で生き抜くために公益的活動が困難となり、公権力と対峙できる弁護士が減少する等、弁護士のあり方が崩される危険が大きくなってい

る。このように理想的にも需要予測も間違っ**て弊害を生む大増員制度を改め、当
年合格者を1000人程度まで減少させるべきである。**

法曹人口問題は、弁護士に最も身近な且つ、多くの会員が危惧している問題です。これまで、東北弁連・四国弁連・中部弁連・中国弁連などで、法曹人口激増政策を見直すべきという決議が採択されています。直ちに司法試験合格者を1000人にしても、司法制度改革審議会の目指した法曹人口5万人は達成できます。

ご存じの通り、近弁連大会での議題は、「大会開催地の弁護士会の意見を徴したうえで、運営委員会の議を経て、理事会で決する。」（近弁連大会規則3条5項）とされており、運営委員会と理事会の賛同が不可欠となります。

せめて、多数の会員が危惧している問題ですので近弁連大会での議題に挙げてもらい、近弁連大会で開かれた議論を行う機会を設定すべきではないでしょうか。

どうか、兵庫県弁護士会の提案を近弁連大会で議論すべきとお考えの方は、ご賛同のご署名を当会までお寄せ下さい。当会でとりまとめ、近弁連理事に対し、近弁連大会での議題として頂けますよう、申入れさせて頂きます。皆様のご賛同をよろしくお願い致します。

送付及び問合せ先 弁護士 辻 公 雄 TEL 06-6364-4303
FAX 06-6364-1694

近畿弁護士会連合会 理事殿

次回の近弁連大会に、兵庫県弁護士会提案の「司法試験合格者数を当面1000人程度に減少し、弁護士数のゆるやかな増加を図るべきである。」という決議案を議題として取り上げることに賛同致します。

平成23年 月 日

お名前 (登録期)

所属弁護士会 ()